

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 42 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号。以下「改正給与条例」という。）附則第 8 項から第 10 項まで、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号。以下「改正給与等条例」という。）附則第 8 項から第 10 項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 33 号。以下「改正任期付研究員条例」という。）附則第 4 項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 34 号。以下「改正任期付職員条例」という。）附則第 4 項の規定により、給料の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 初任給等規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 45 年岩手県人事委員会規則第 12 号）をいう。
- (2) 改正前の初任給等規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年岩手県人事委員会規則第 27 号）による改正前の初任給等規則をいう。
- (3) 切替日 平成 18 年 4 月 1 日をいう。
- (4) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第 6 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (5) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正給与条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級（同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級）又は改正給与等条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級（同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級）をいう。
- (6) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (7) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項又は職員の休職の事由に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 23 号）第 2 条の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年岩手県条例第 7 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間
 - エ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 67 号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間
 - オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間
 - カ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項の規定により大学院修学休業をしていた期間
 - キ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 12 条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- (8) 復職時調整 初任給等規則第 43 条、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号。以下「育児休業条例」という。）第 6 条又は公益法人等派遣条例第 6 条の規定による号給の調整をいう。
- (9) 再任用職員異動 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第 2 条の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (10) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(改正給与条例附則第 8 項等の人事委員会規則で定める職員)

第 3 条 改正給与条例附則第 8 項、改正給与等条例附則第 8 項、改正任期付研究員条例附則第 4 項及び改正任期付職員条例附則第 4 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (5) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格した場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正給与条例附則別表第1の新級欄又は改正給与等条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応するこれらの表の旧級欄に掲げる職務の級(これらの表の旧級欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第43条又は改正給与条例附則第23項の規定による改正前の育児休業条例第6条若しくは改正給与条例附則第24項の規定による改正前の公益法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 再任用職員異動をした場合 改正給与条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)別表第1から別表第5までの給料表又は改正給与等条例による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)別表第1から別表第3までの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)
- (5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとすれば支給されることとなる改正給与条例附則第9項及び改正給与等条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、改正給与条例附則第10項及び改正給与等条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 改正給与条例附則第8項から第10項まで、改正給与等条例附則第8項から第10項まで、改正任期付研究員条例附則第4項及び改正任期付職員条例附則第4項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすること

ができる。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。